

ラグビーワールドカップ 2019 静岡県開催に係る  
交通輸送基本計画策定業務委託契約書(案)

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「ラグビーワールドカップ 2019 静岡県開催に係る交通輸送基本計画策定業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、甲が別に定める要領に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第5条 この委託期間は、平成30年 月 日から平成30年3月30日までとする。

（申出義務）

第6条 乙は、甲の定める要領の中に不適切な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費）

第7条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に108分の8を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第8条 乙は、第16条第2項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙の請求に応じて全額又は分割して前金払をするものとする。

（契約の変更）

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲又は乙は、必要があるときは協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第 11 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が第 2 条、第 3 条又は第 4 条の規定に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により 1 月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第 12 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第 2 項又は第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第 13 条 乙は、この契約の締結後 10 日以内に要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は前項の規定により提出した委託業務実施計画書を変更する場合は、委託業務実施変更計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲は、前 2 項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(定めのないものにかかる負担)

第 15 条 乙は、この契約書又は要領に定めのない事項であっても、委託業務の性質上必要なものは、甲の指示に従い、甲に提出しなければならない。

(委託業務実績報告書の提出)

第 16 条 乙は、委託業務終了後速やかに、要領に定める委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内に業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、乙に対して通知するものとする。

(契約解除後の委託業務実績報告書の提出)

第 17 条 甲又は乙が第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後 30 日以内に前条の委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第 18 条 甲又は乙が第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 甲は、乙が第 2 条、第 3 条又は第 4 条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(著作物の帰属)

第 19 条 この契約に基づき作成された成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条の権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

(損害の負担)

第 20 条 委託業務の遂行中に生じた貸与品及び資料についての損害は、乙の負担とする。ただし、天災その他乙の責めに帰さない理由により生じたものについて、甲はその損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(合意管轄)

第 21 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 22 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 30 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号  
静岡県知事 川 勝 平 太

(乙)

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### 第2 取得の制限

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

### 第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

### 第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第7 資料等の廃棄

乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第9 取得状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

### 第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。